

地域再生基本方針の一部変更について

〔平成 22 年 4 月 23 日〕
閣 議 決 定 案

地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 4 条第 5 項の規定に基づき、
地域再生基本方針(平成 17 年 4 月 22 日閣議決定)の別表を別紙のと
おり変更する。

別紙

別表（地域再生計画と連動する施策）

（※）プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレンジ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類（※）							
			雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他
地域再生基盤強化交付金	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省								◎
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給するもの。	内閣府	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
地域における男女共同参画促進総合支援事業	地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供や人材育成プログラムの開発、アドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たって、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府		◎						
地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。	金融庁					◎			
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるとといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁					◎			
公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省								◎
ふるさと融資の限度額拡大	地方公共団体が（財）地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)								
			雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	
公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく先買い制度により取得された土地を供することができる事業の対象に、当該土地が取得後10年を経過している等の要件を満たす場合に限り、認定地域再生計画に記載された事業を追加する。	総務省 国土交通省									◎
外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件（在留実績期間）の緩和を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省					◎	◎			
外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者については、入国・在留諸申請の優先処理を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省					◎	◎			
科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	将来的な地域産業の活性化や地域の社会ニーズの解決に向けて、科学技術を活用して地域に貢献する優秀な人材を創出する拠点を形成する。	文部科学省					◎	◎			
国立大学法人における地域振興、地域貢献関連事業（学術研究関係）	国立大学法人が、地域における「知の拠点」として教育研究機能の充実を図るとともに、その力を活用して地域の活性化等に貢献しようとする意欲的な取組を支援する。	文部科学省						◎			
専門的な職業系人材の育成推進事業	社会や地域のニーズに応じて、スペシャリスト育成のための先導的な取組を行う専門高校や、専門高校と地域産業界が連携して、地域産業を担う専門的職業人を育成する地域を支援する（学校・家庭・地域の連携協力推進事業（補助率1/3）のメニューの一つとして実施）。	文部科学省					◎				

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)							
			雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他
地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施	地方公共団体が、地域の自主性、裁量性の拡大に資する次に掲げる目的別・機能別の交付金及び法第19条第2項の地域再生基盤強化交付金のうち、2種類以上のものの総合的な活用を図ろうとする場合には、地域再生計画にその旨を記載できることとする。 内閣総理大臣は、当該地域再生計画の認定をしようとする場合には、地方公共団体の求めに応じて、これらの交付金の交付の要件に適合することを確認した上で、第三者の意見を聴き、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画について評価を行うこととする。 関係行政機関の長は、次の交付金の交付に当たって評価結果に十分配慮することとする。 <対象となる交付金> ・地域介護・福祉空間整備推進交付金【厚生労働省】 ・村づくり交付金、漁村再生交付金【農林水産省】 ・社会資本整備総合交付金（地域住宅支援分野）【国土交通省】 <評価の観点> 事業の総合的な実施による相乗効果の高さ／創意工夫の程度など評価に際して意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。	内閣府 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省								◎
地域雇用創造推進事業	地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、自発雇用創造地域による自主性・創意工夫ある地域の雇用創造に係る取組を促進するため、自発雇用創造地域内の市町村、経済団体等から構成される協議会の提案により、求職者の雇用機会の創出に資する能力開発や就職促進等を内容とする事業を、国が当該協議会等に委託して実施する。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	厚生労働省	◎							
地域雇用戦略チーム	都道府県労働局に地域雇用戦略チームを設置し、事業構想を策定し、又は事業構想に基づき事業を実施しようとする地域に対し、国や県の関係機関や専門家によるアドバイス、地域の関係者間の調整等の支援を行うものであり、地域再生計画の認定を受けたものについて優先採択などの重点的な支援を行う。	厚生労働省	◎							
地域雇用創造実現事業	地域雇用創造推進事業を実施する地域の市町村、経済団体等が設置した協議会に、地域ブランド商品の開発や地場産品の販路開拓など地域の産業及び経済の活性化等を通じて雇用機会を増大させる効果が見込まれる事業を国から委託して実施する。	厚生労働省	◎							
雇用創造先導的創業等奨励金	地域雇用創造推進事業を実施する地域の市町村、経済団体等が設置した協議会の作成した事業計画に基づき、地域の経済及び産業の活性化等に先導的な役割を果たす事業を開始する事業主に、事業を開始するために要した費用の一部を助成する。	厚生労働省	◎							

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)								
			雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	
地域若者サポートステーション事業	ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充する(92か所→100か所)とともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。	厚生労働省	◎	◎	◎						
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	(i) 高齢者と子供との共生型サービス等、地域における包括的なサービスを推進する事業。(地域介護・福祉空間整備推進交付金) (ii) 高齢者保健福祉の増進の観点から実施する高齢者支援システムの構築や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業に対して支援を行う老人保健健康増進等事業の実施に当たっては、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学と連携したものについては一定程度配慮する。	厚生労働省						◎			
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備等の総合的取組を交付金により支援する。	農林水産省			◎	◎	◎				
地域バイオマス利活用交付金	地域で発生・排出されるバイオマス資源を可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換施設等の整備等を支援。	農林水産省					◎	◎	◎		
農山漁村活力再生・支援事業	農村コミュニティの再生・活性化に向けて、農村と地域企業との連携による農業分野だけにとどまらない新たな事業の創出など、農村の地場資源と地元人材等を活かした多様な主体による地域連携活動を進めるため、体制整備や普及啓発、調査検討、人材育成など、民間団体による地域づくりの取組を支援する。	農林水産省		◎	◎	◎					
広域連携共生・対流等推進交付金	都会の若者の長期農業等ボランティア活動の全国的普及推進の取組や、都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組等の共生・対流を活性化するための広域連携プロジェクト等を支援する。地域再生計画の認定を受けた自治体が当該プロジェクトに参加する場合、公募・選定に当たり配慮する。	農林水産省				◎					
広域連携共生・対流等整備交付金	都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設等の整備をする。地域再生計画の認定を受けた自治体が当該先導的取組に参加する場合、公募・選定に当たり配慮する。	農林水産省				◎					

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)									
			雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他		
漁業担い手確保・育成対策事業	漁業への就業情報の提供、就業準備講習会や就業相談会の開催、就業に必要な実務研修の充実等により、漁業に就業するための各段階に応じた支援を講じるとともに、水産業界と水産高校が連携して、水産高校生による漁業実習等を支援する。また、異業種の持つノウハウや技術等を活用した漁業生産から加工・流通・販売までの分野にわたる新たなビジネスの事業化を支援する。	農林水産省	◎		◎			◎				
山村再生総合対策事業	山村再生プロジェクトは、森林資源等の山村特有の資源を活用した新たなビジネスモデルの創出等に向けた取組を支援することにより、山村地域の雇用機会の増大、定住の促進を図る。また、流域連携プロジェクトは、都道府県境を越える圏域の森林・林業関係者等が連携し、地域材の利用拡大などに取り組む活動への支援を行う。	農林水産省	◎	◎	◎	◎		◎			◎	
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	農林水産業・食品産業の発展や農林水産政策の推進及び現場における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を提案公募方式により推進する。認定地域再生計画に位置付けられたものについては、採択に当たって一定程度配慮する。	農林水産省						◎	◎			
未来を切り拓く6次産業創出推進事業(地産地消・販路拡大・価値向上)のうち農工商等連携支援事業	農工商等連携の取組を通じた地域経済の活性化を図るため、農林水産業と食品産業、観光産業、研究機関等の様々な業種・機関との連携を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発、販路拡大等の取組に対する支援を行う。	農林水産省						◎	◎			
地域企業立地促進等補助事業	地域の強みを活かした産業集積づくりを目指す地方公共団体の計画的取組に対し、企業誘致や人材育成等に対する予算措置を講ずる。地域再生計画の認定を受けたものについては、採択にあたって一定程度の配慮を行う。	経済産業省	◎					◎				
対内直接投資促進地域支援等事業	外国企業誘致等を通じた対日直接投資を促進させるため、外国企業と自治体・企業等と海外企業とのマッチング機会(セミナー、シンポジウム等)の提供を行う。また、自治体が誘致活動を行う際の外国企業の招聘のサポートサービス費用の支援、特定産業や地域集積の活性化を促進するための複数地域による海外での誘致活動(海外での展示会への共同出展等)支援等を行う。地域を採択する際、地域再生計画の認定の有無を考慮する。	経済産業省	◎				◎	◎				
地域資源活用販路開拓等支援事業	産地の技術、農林水産物、観光資源など、地域の特徴ある産業資源を活用した商品、サービスの販路開拓を目的として、組合、地域のグループ等が行う市場調査や、商品、サービスの改良、展示会出展等にかかる費用の補助を行う。地域再生計画の認定を受けたものについて優先採択等について配慮する。	経済産業省						◎				

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)							
			雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他
地域イノベーション創出研究開発事業	新事業及び新産業創出による地域経済活性化を図るため、地域の中小企業を始めとする産学官の研究体による実用化技術の研究開発を委託。	経済産業省					◎	◎		
ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの振興	地域の抱える社会的課題を、地域住民と協力しながらビジネスの手法を活用して解決し、雇用の創出にも繋がる「ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス」を振興するため、ソーシャルビジネスの普及啓発や事業環境の整備等を行うとともに、ソーシャルビジネスの経営サポート等を行う中間支援機関を担う人材の育成・輩出や、ある地域において成功したソーシャルビジネスの事業モデルや経営ノウハウの他地域への幅広い移転・活用、ソーシャルビジネスの担い手となる人材の発掘・育成により、新たなソーシャルビジネスを創出する事業の支援を行う。	経済産業省		◎			◎			
地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。	国土交通省 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 内閣府								◎
地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	建設以外の他分野を含めた連携を進め、広範な学際領域等における建設技術革新を促進するための競争的資金制度。「地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成」として実用化研究開発公募として、地域のニーズ等に応じた実用化段階の技術研究開発のテーマについて、地域の産学官連携等による研究開発課題に対して支援を行う。地域再生計画に位置付けられたものについては一定程度配慮する。	国土交通省						◎		
地域公共交通活性化・再生総合事業	平成19年10月1日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道・バス・タクシー・旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対しパッケージで一括支援する柔軟な制度により、地域の創意工夫ある自主的な取組を促進する。認定地域再生計画に位置付けられたものについては、補助採択に当たって一定程度配慮する。	国土交通省				◎			◎	
訪日旅行促進事業	訪日外国人旅行者について、「将来的に3,000万人、その第1期として2013年までに1,500万人」との目標の達成を目指して、中国を始めとする東アジア諸国を当面の最重点市場と位置付け、PDCAサイクルを活用しながら、大規模かつ効果的な海外プロモーションを展開する。なお、ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業の選定に当たっては地域再生計画に位置付けられたものについては一定程度配慮する。	国土交通省	◎	◎		◎	◎	◎		

